

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 31 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区船場 4 丁目 7 番 11 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 愛日地域活動協議会
会長 木下 修二

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-2 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

下記の事業を中止とする

「愛日防災事業」、「6 年生を送る会」、「心と体の健康講演会」、「開平まつり」

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、延期としていた事業を含む上記の 4 事業について中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 3 0 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区北浜 1-2-4

(主たる事務所の所在地)

氏 名 集英地域活動協議会
会長 大橋 達夫

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

- ☐ 令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-16 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

開催を延期していた「e-よこ逍遥」、「小西邸北船場茶会」を中止する。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、上記の事業を中止する。なお、余剰となった補助金については、他事業に流用する。

☐

※提出を失念しており、申し訳ございません。よろしくお願いします。

(様式第 6 号)

令和 3 年 10 月 1 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区本町 1 丁目 4 番 5 号

(主たる事務所の所在地) 大阪産業創造館 15 階コミュニティプラザ内

氏 名 汎愛地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 西口 佳克

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-14 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「社会見学会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 3 年 12 月 3 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区本町 1 丁目 4 番 5 号

(主たる事務所の所在地) 大阪産業創造館 15 階コミュニティプラザ内

氏 名 汎愛地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 西口 佳克

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-14 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「歳末夜警」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 3 年 12 月 8 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区本町 1 丁目 4 番 5 号

(主たる事務所の所在地) 大阪産業創造館 15 階コミュニティプラザ内

氏 名 汎愛地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 西口 佳克

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-14 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「世代間交流事業」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

また中止届の提出を失念しておりました。大変申し訳ございません。

(様式第 6 号)

令和 3 年 9 月 21 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区北久宝寺町 1-7-4

(主たる事務所の所在地)

氏 名 浪華地域活動協議会
会長 大喜田 一夫

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-15 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「浪華の輪まつり」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。



※提出を失念しておりました。遅くなり、大変申し訳ございません。

(様式第 6 号)

令和 4 年 1 月 27 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区北久宝寺町 1-7-4

(主たる事務所の所在地)

氏 名 浪華地域活動協議会
会長 大喜田 一夫

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-15 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「浪華の輪まつり」、「船場まつり」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。



※提出を失念しておりました。遅くなり、大変申し訳ございません。

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 29 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区北久宝寺町 1-7-4

(主たる事務所の所在地)

氏 名 浪華地域活動協議会
会長 大喜田 一夫

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-15 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

延期としていた「歳末防犯パトロール」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

※提出を失念しておりました。遅くなり、大変申し訳ございません。

(様式第 6 号)

令和 4 年 2 月 14 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区釣鐘町 1-6-6-706

(主たる事務所の所在地)

氏 名 北大江地域活動協議会
会長 鳥居 純一

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)



大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-3 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「あったかまち祭り」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 3 年 7 月 30 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区糸屋町 2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏 名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 富井 俊明

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-16 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

第 55 回中大江校下盆踊り大会中止

(変更理由)

多くの地域住民が集まり、第 55 回中大江校下盆踊り大会を行う予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とする。余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 3 0 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区糸屋町 2-2-16

(主たる事務所の所在地)

氏 名 中大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 富井 俊明

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

○ 令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-16 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

新型コロナウイルス感染症拡大のため、延期としていた野外活動研修、中大江校下ふれあい運動会、子ども会フェスタ、もちつき大会、昨年 4 月に予定していた中大江校下桜まつり茶会を中止する。

(変更理由)

○ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期としていた上記の事業を中止する。余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

※提出が遅くなり申し訳ありません。

(様式第 6 号)

令和 3 年 4 月 5 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区農人橋 1 丁目 4 番 21 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 南大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 伊藤 弘一郎

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-4 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「春の南大江まつり」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。



※提出を失念しておりました。遅くなり、大変申し訳ございません。

(様式第 6 号)

令和 4 年 2 月 8 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区農人橋 1 丁目 4 番 21 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 南大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 伊藤 弘一郎

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-4 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「次年度春の南大江まつり準備」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 28 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区農人橋 1 丁目 4 番 21 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 南大江地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 伊藤 弘一郎

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-4 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「南大江子ども自然体験会（スキー）」事業の中止

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、再開を検討していたが、コロナ禍のため事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第6号)

令和 4年 3月 30日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区玉造 1-11-12

(主たる事務所の所在地)

氏 名 玉造地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名) 会長 黒石 力

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3年 4月 1日付け大阪市指令 第1-17号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

ア-1「地域防災訓練」、イ-5「子ども図画展」、イ-6「ふれあい交流会」、エ-1「たまづくり健康講座」、エ-2「たまづくり健康ハイキング」、カ-3「たまづくり盆おどり大会」事業について、令和3年度実行予定の行事（実行を延期していた行事）実施を中止する。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、事業行事の実施が困難なため、延期としていた以上の行事を中止とする。なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要となるものに流用する。

※ 提出を失念しており、申し訳ございません。

(様式第 6 号)

令和 3 年 9 月 13 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区谷町 6 丁目 5 番 30 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 桃園地区地域活動協議会

会長 浦野 皖次

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-18 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「ラジオ体操」・「納涼ピアガーデン」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。



※提出を失念しておりました。遅くなり、大変申し訳ございません。

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 7 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区谷町 6 丁目 5 番 30 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 桃園地区地域活動協議会

会長 浦野 皖次

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-18 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

延期としていた「自然文化体験ツアー」・「青少年育成」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。



※提出を失念しておりました。遅くなり、大変申し訳ございません。

(様式第 6 号)

令和 3 年 11 月 2 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区上本町西 2-5-25

(主たる事務所の所在地)

氏 名 桃谷連合地域活動協議会

会長 原田 壽幸

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-5 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「中央区盆踊り大会」・「子ども水遊び」事業を中止。新たに「移動動物園」を追加。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、「子ども水遊び」事業を中止とする。なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、「中央区盆踊り大会」を中止とする。なお、余剰となった補助金については、「移動動物園」事業を新規立ち上げし、流用する。



※提出を失念しておりました。遅くなり、大変申し訳ございません。

(様式第 6 号)

令和 4 年 1 月 27 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区上本町西 2-5-25

(主たる事務所の所在地)

氏 名 桃谷連合地域活動協議会

会長 原田 壽幸

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-5 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「空堀桃谷ふれ愛まつり」、「子ども野外調理体験」、「ももだにコンサート」事業を中止とする。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 4 年 1 月 27 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区上本町西 5-1-38

(主たる事務所の所在地)

氏 名 東平地区地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 小村 太一

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-19 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「ラジオ体操」、「ドッチビー」、「親子ハイキング」、「月見の会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。



※提出を失念しておりました。遅くなり、大変申し訳ございません。

(様式第6号)

令和3年6月1日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区南船場3丁目7番12号
(主たる事務所の所在地)

氏 名 渥美地区地域活動協議会
(団体の名称及び代表者の氏名印) 会長 前田 葉子

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和3年4月1日付け大阪市指令中市第1-7号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

- ・カー文化・スポーツ分野「渥美広報活動事業」を追加

(変更理由)

- ・当該事業について、予算申請後に地域による話し合いのもと、実施が決定したため。

(様式第 6 号)

令和 3 年 7 月 3 0 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区南船場 3 丁目 7 番 12 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 渥美地区地域活動協議会

(団体の名称及び代表者の氏名印) 会長 前田 葉子

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-7 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

- ・「ラジオ体操」中止

(変更理由)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 18 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区南船場 3 丁目 7 番 12 号
(主たる事務所の所在地)
氏 名 渥美地区地域活動協議会
(団体の名称及び代表者の氏名印) 会長 前田 葉子

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-7 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

- ・「渥美子育て応援団」「健康ウォーキング」「中央区民謡講習会」「南船場もちつき大会」中止

(変更理由)

・新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施を見合わせ延期としていたが、困難のため中止とする。なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 14 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区南船場 3 丁目 7 番 12 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 芦池地域活動協議会

会長 永澤 輝久

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

○ 令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-8 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「コミュニティ学習会」、「花を活用した交流事業」、「ローズサロン」、「南船場コンサート事業」を中止。

(変更理由)

○ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、延期としていた以上の事業を中止とする。なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。



※提出を失念しており、申し訳ございませんでした。

(様式第 6 号)

令和 4 年 2 月 9 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区西心斎橋 2 丁目 9 番 15 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 御津地域活動協議会

会長 松田 淳一

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-9 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

下記の事業を中止とする

「社会見学会」

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業を延期し、開催を調整していたが、コロナ感染症拡大で事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する

(様式第6号)

令和 4年 3月 31日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区西心斎橋2丁目9番15号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 御津地域活動協議会

会長 松田 淳一

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和3年4月1日付け大阪市指令中市第1-9号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第7条第1項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

下記の事業を中止とする

「もちつき大会」

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業を延期し、開催を調整していたが、コロナ感染症拡大で事業の実施が困難なため、中止とする。なお余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

提出が遅くなり申し訳ありません。今後は期限を厳守いたします。

(様式第 6 号)

令和 3 年 12 月 8 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区東心斎橋 1 丁目 14 番 15 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 大宝地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 清田 敬一

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-10 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「大宝文化会館交流」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

提出を失念しておりました。大変申し訳ございません。

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 28 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区東心斎橋 1 丁目 14 番 15 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 大宝地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 清田 敬一

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-10 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「街頭に於けるキャッチセールスの撲滅・追放運動」事業を中止。

「ボイストレーニング」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業延期していたが、実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 11 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区島之内 2-12-19

(主たる事務所の所在地)

氏 名 道仁地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 飯野 修芳

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-20 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「ふれあい喫茶」「島之内ふれ愛フリーマーケット」「歳末夜警」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業延期し再開調整を行っていたが、実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 28 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区島之内 2-12-19

(主たる事務所の所在地)

氏 名 道仁地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 飯野 修芳

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-20 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「南小学校下キックベースボール・ソフトボール指導」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業延期し再開調整を行っていたが、実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 4 年 1 月 27 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区高津 3-3-9

(主たる事務所の所在地)

氏 名 高津地域活動協議会
会長 宮崎 唯史

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-11 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「高津わいわい祭り」、「避難所開設訓練」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。



※提出を失念しておりました。遅くなり、大変申し訳ございません。

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 29 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区高津 3-3-9

(主たる事務所の所在地)

氏 名 高津地域活動協議会
会長 宮崎 唯史

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-11 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「高津子ども餅つき大会」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

※ 提出を失念しておりました。遅くなり、大変申し訳ございません。

(様式第 6 号)

令和 3 年 7 月 1 2 日

大 阪 市 長

住 所 中央区千日前 1 丁目 5 番 8 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 精華地域活動協議会

会長 菊地 正紀

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-21 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

下記の事業を中止とする

- ・道頓堀川舟渡御巡幸

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。

なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 30 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区難波 4 丁目 6-2

ミューズビル 201

(主たる事務所の所在地)

氏 名 精華地域活動協議会

会長 菊地 正紀

(団体の名称及び代表者の氏名)

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-21 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「在留外国人のための相談会」、「異文化紹介事業」を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、延期としていた以上の事業を中止とする。なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。

※提出を失念しており、申し訳ございませんでした。

(様式第 6 号)

令和 3 年 7 月 29 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区難波千日前 5 番 25 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 河原地区地域活動協議会

会長 長谷川 清和

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-12 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

河原会館の 3 階は、「ふれあい喫茶・子育て支援」の活動の場として利用していたが、室内の壁面が破損し、今年度の活動に支障が生じている。今年度も安全に活動を行うために、早急に修繕が必要となり、地活協補助金を活用することとなった。

地活協補助金については、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった「河原盆踊り大会」の余剰分を活用する。

「河原盆踊り大会」で余剰となった補助金について、「ふれあい喫茶・子育て支援」として河原会館 3 階の壁の修繕費に活用する。(別紙参照)

(様式第 6 号)

令和 4 年 3 月 31 日

大 阪 市 長

住 所 大阪市中央区難波千日前 5 番 25 号

(主たる事務所の所在地)

氏 名 河原地区地域活動協議会

(地域活動協議会の名称、代表者の氏名印)

会長 長谷川 清和

大阪市中央区地域活動協議会補助金変更承認申請書

令和 3 年 4 月 1 日付け大阪市指令中市第 1-12 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市中央区地域活動協議会補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定より、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

「女性学級」「研修会」「かるた会」「誕生会」「河原ファミリー世代間交流」「美化活動・寄せ植え」事業を中止。

(変更理由)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、事業の実施が困難なため、中止とする。
なお、余剰となった補助金については、他の補助事業のうち必要とする事業に流用する。